

公益財団法人全日本柔道連盟 会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本財団」という）の会計処理を正確かつ円滑に行い、本財団の事業成績ならびに財政状態を明らかにするとともに、本財団の効率的運営と公益活動の向上を図ることを目的とする。

(会計処理の原則)

第2条 本財団の会計は、法令、定款およびこの規程の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に準拠して処理しなければならない。

(事業年度)

第3条 本財団の事業年度は定款の定める事業年度に従い、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(会計区分)

第4条 会計の区分は、次のとおりとする。

- ・公益目的事業会計
- ・法人会計

(会計単位)

第5条 前条の会計区分ごとに経理処理を行うものとする。

(経理責任者)

第6条 経理責任者は事務局長とする。

(経理事務担当者)

第7条 経理事務担当者は経理責任者の指示に従って経理事務を処理しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第2章 勘定科目および帳簿組織

(勘定科目)

第9条 本財団の経理処理に必要な勘定科目を設ける。

(会計帳簿)

第10条 本財団の会計帳簿は、これを主要簿および補助簿とし、その内容は次のとおりとする。

①主要簿

- ア 会計伝票（仕訳帳は会計伝票をもってこれに代える）
- イ 総勘定元帳

②補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 固定資産台帳
- ウ 基本資産台帳
- エ 特定資産台帳
- オ その他必要な補助簿

(会計伝票)

第11条 本財団のすべての取引について会計伝票を起票するものとし、証憑に基づいて作成するものとする。

2. 会計伝票は次のとおりとする。

- ①入金伝票
- ②出金伝票
- ③振替伝票

3. 伝票の形式は別に定める。

(照 合)

第12条 毎月末において、補助簿の金額は総勘定元帳の関係口座の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第13条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(会計帳簿等の保存期間)

第14条 会計帳簿、財務諸表および附属明細書ならびに財産目録、収支予算書および会計伝票、証憑等の保存期間は次のとおりとする。

- ①財務諸表および附属明細書ならびに財産目録、収支予算書 10年
- ②会計帳簿 10年
- ③会計伝票、証憑 7年
- ④その他会計に関する書類 7年

2. 前項の期間は、決算日の翌日より起算し、処分を行う場合は経理責任者の承認を得なければならない。

第3章 収支予算（損益ベース）

(目的)

第15条 収支予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数をもって表示し、責任の範囲を明らかにし、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(作成)

第16条 収支予算は事業計画に基づき、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。資金調達および設備投資の見込みを記載した書類も同様とする。

2. 収支予算書は、正味財産増減計算書に準ずる様式で作成する。

(予算の執行)

第17条 収入および支出は、予算内達成に努力しなければならない。

2. 予算の執行者は会長とする。

3. 専務理事は、収支予算の執行について、会長に対して責任を負うものとする。

(予算の流用)

第18条 予算の流用は、稟議規程の定めるところにより行う。

(予算の補正)

第19条 会長は予算確定後の社会情勢の変化または予算執行過程における変更等により補正をする必要が生じた場合は、その理由および補正金額を明らかにして理事会の承認を経て補正する。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは、現金、預貯金、小切手、郵便為替証書、その他随時に通貨と引き替えることのできる証書をいう。

2. 有価証券および手形は金銭に準じて取り扱うものとする。

(出納責任者)

第21条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2. 出納責任者は、経理責任者が任命する。

(金銭出納)

第22条 金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

2. 領収書は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は経理責任者の承認を得て行う。

3. 支払は、稟議規程の定めるところにより行う。

(現金および公印管理)

第23条 預金の名義人は会長とする。

2. 出納に使用する印鑑は、経理責任者が保管し、押印するものとする。
3. 金融機関との取引を開始し、または廃止するときは、会長の承認を得なければならない。

(手許現金)

第24条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金を置くことができる。

(残高照合)

第25条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

2. 預貯金については、月に1回預金通帳の残高と照合しなければならない。
3. 照合の結果、差額のあるときは、速やかに経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 固定資産

(固定資産の定義)

第26条 この規程において、固定資産とは次の各号の資産をいい、基本財産、特定資産およびその他固定資産に区分する。

(1) 基本財産

定款において基本財産と定めた資産（土地、建物、投資有価証券、定期預金等）

(2) 特定資産

退職給付引当資産

国際大会事業積立資産

その他会長が認めた資産

(3) その他固定資産

ア 基本財産および特定資産以外の資産で、耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上の有形固定資産およびこれに準ずる無形固定資産、土地、建物、構築物、車両運搬具、什器備品、ソフトウェア等

イ 基本財産、特定資産および上記ア以外の固定資産

借地権、電話加入権、敷金、保証金、投資有価証券、1年を超える長期の定期預金および貸付信託等

(取得原価)

第27条 固定資産の取得原価は次によるものとする。

- ①購入により取得したものは、その購入価額および付随費用
- ②建設により取得したものは、その建設に要した費用および付随費用
- ③交換により取得したものは、その交換に対して提供した資産の帳簿価額

④無償により取得したものは、取得時の適正な時価評価額

(建設仮勘定)

第28条 建設、改造等のために支出した金額で工事がいまだ完了していないものについては、その支出額を建設仮勘定として有形固定資産に計上しなければならない。工事が完了した時点で建物、構築物等の適切な科目に振り替えるものとする。

(購入、譲渡、除却等)

第29条 固定資産の購入、譲渡および除却等に当たっては、稟議規程の定めるところにより行う。

(登記、担保、保険等)

第30条 不動産登記を必要とする固定資産については、取得後遅滞なく登記を行い、火災等の損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第31条 固定資産の減価償却については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数によって行い、その方法は旧定率法または定率法によるものとする。ただし、無形固定資産については旧定額法または定額法によるものとする。

(固定資産の管理)

第32条 固定資産の管理責任者は、企画部長とする。

2. 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価額、減価償却額、簿価等の必要事項を記録しなければならない。

(固定資産台帳と現物の照合)

第33条 固定資産の管理責任者は、固定資産の管理に当たり、毎事業年度1回以上の固定資産台帳と現物を照合するものとする。もし紛失、き損、滅失等が生じた場合は速やかに経理責任者に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。

第6章 物 品

(物品の範囲)

第34条 物品とは事務用器具備品、消耗品等で耐用年数1年以上のもので、1個1組の取得価額が5万円以上20万円未満のものをいう。

(物品の管理)

第35条 物品の管理責任者は、当該物品を所管する部長とする。

2. 物品の管理責任者は、経費で支出したもののうち物品として管理するものは、固定資産に準

じて物品台帳を設けてその記録および整理を行わなければならない。

(物品の照合)

第36条 物品については、各会計年度において1回以上物品台帳と現物の照合を行うものとする。

第7章 決 算

(目 的)

第37条 決算は各事業年度の会計記録を整理し、当該期間の正味財産増減の状況および当該事業年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(財務諸表等)

第38条 経理責任者は毎事業年度終了後遅滞なく次の財務諸表および附属明細書ならびに財産目録を作成し、会長に提出しなければならない。

- (1) 貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。）
- (2) 正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。）
- (3) キャッシュフロー計算書
- (4) 附属明細書
- (5) 財産目録

(承認および公告)

第39条 会長は、前条の財務諸表等について監事の監査を受けた後、理事会および評議員会の承認を得なければならない。

2. 前項の財務諸表等は行政庁に提出しなければならない。
3. 公告は定款第54条の定める方法により行う。

付則

1. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規程は、平成27年9月14日から改正して施行する。